

日早朝御幸、以五百八十餘人持齋僧、轉讀一切經發願、十二日大法會、叡尊奉講讀一切經、十三日轉讀一切經終功

といふ。蒙古襲來に當つて龜山上皇、宇多天皇が御親禱あらせられ、國民上下舉つて熱禱をこめた

幕末に於ける海軍の創設

文學士 古田 良 一

安永天明の頃より邦人の海外に關する知見廣まり、露西亞の西伯利亞經營進むに従ひて我北邊に迫るの勢漸く顯著となりしを知るや、海防を論ずる者相次いで出でたり。林子平は『海國兵談』を著して、日本は海國なる故に海防の策を講せざるべ

ことは今更説くまでもないが、本書がこれに關する史實を傳へてゐる點でも亦認むべきである。なほ叡尊が龜山上皇の御眷願を篤くしたることについても言及せねばならぬが、直接蒙古襲來に關係しないからこゝには省略に従ふこととする。

からざること、それがためには軍艦、大砲及び砲臺の三者が相俟つて發達せざるべからざる所を説けり。其所論の系統的科學的なることは子平の識見を示すものなりと雖、海軍術の實際的智識に至りては頗る幼稚にして、殊に製艦の智識に於ては殆ど見るに足るものなし。子平の後に出でたる海防論も、大砲に關するもの多くして、軍艦を造

ること、或は海軍を興こすこと等に關し論ずるもの少し。尤も本多利明の如きは大船建造の要を力説したれども、こは主として經濟上の見地に立てるものなり。然るに寛政年中に至り、古賀精里始めて蘭人を用ゐる蘭艦を模して大艦を造り、海軍を興こすべきを論せり。即ち精里は露艦の堅牢なることを言ひて、水戰を講習せんと欲せば先づ艦船を改造せざるべからずと述べ、寛永の大船建造の禁は今の世にありて墨守すべきの法にあらざるを論じ、其建造に就きては蘭船のあるれば取りて以て法となすを得べく、詳ならざることは蘭人に問ひ、建造成らば海上に於て之を試み、將軍亦四時海上を往來して監視し、以て天下をして將軍の頃刻も戰備を忘れざるを知り、各自競ひ勤めしむべしと言ひ、又輕快なる皮船を造るべきこと等をも言へり。^(一)蓋しこれ洋式軍艦建造論の嚆矢と見るべく、其後天保九年精里の子侗庵『海防臆測』二卷

を著して、また詳細に論ずる所ありき。此書は全部五十六條より成り、其論頗る多岐に亘りたるものなれども、其中に於て、速に船艦を改造して海防を修すべく、それがためには蘭人をして其長ずる所を盡さしめ、費用を惜まず支出すべきを言ひ又これ祖宗の定めたる法に背くが如くなれども、大船建造の禁は畢竟邪教を拒ぐがために過ぎず、今時勢大に變じたれば、これを改むるも決して祖宗の意に戻るものにあらず、但し異教を禁ずるの法は嚴にせざるべからず等のことを論せり。天保十三年十一月佐久間象山亦上書して八策を陳し、第五に於て、「洋製に倣ひ戰艦を造り専ら水軍を練る事」を言ひしが、尋で更に上書して大砲及び軍艦製造の最も急務なる所以を述べ、軍艦を造ることとは我國に於てせば却つて入費多きにより、蘭人に命じて二十艘程買上ぐるをよしとす、又和蘭より水軍の法に鍛練せる者、測量に長じ船を扱ふ者

等二十人、船大工二十人、大小の鐵砲を造る職人並に陸戰の陣法に習へる者五人ばかり召呼ばれ、旗本家人の内を以て水軍數十隊を編成し、船持の大名よりも家來を出して操練を學ばしめ、船艦製作を大工に學ばしめ、大砲造法は諸國より人を選びて學ばしむべしと言へり。^(三)即ち海軍の操練より造船製鐵等のことに至るまで、蘭人を師として我國にて新に始むべきことを言へるものにして、此等は其後時を経るに従ひ漸次實現せられたる所なり。嘉永二年に至り江川太郎左衛門亦建議して堅實の軍船を建造すべきを言ひ、平時はこの船を以て廻米御用に充つべしと述べたり。^(三)幕府は四圍の狀勢に促され、處々に砲臺を築造して外艦の來航に備ふる所あり、嘉永六年六月ペリーの渡來に驚き、徳川齊昭に命じて幕議に參せしめしに齊昭は七月『海防愚存』を草して提出し、戰艦を和蘭より購入し廻米輸送にも用ゐるべきこと、大名にも員

數を限り軍艦を造らしめ、兩國諸侯の參觀交代も海路によらしむべきこと等を論せり。^(四)かくの如く戰艦建造の必要は當時一般に認めらるゝ所となりしかば、老中阿部伊勢守は此年八月二十六日大船建造の禁を解くに就き法令の文面を如何にすべきかに關し林大學頭に諮問し、終に九月議を定めて解禁の令を發し、又和蘭政府に向ひて軍艦汽船等の購入を求めたり。^(五)斯く幕府は海軍を興こすの意を決したれども、其乗組員養成の法に就きては未だ定まる所なかりしが、翌安政元年長崎に入港せる蘭艦の艦將次官フアピウスの意見により、長崎傳習のこと始れり。

二

當時長崎駐在の和蘭甲比丹ドンクル・キュルチウスは、これよりさき幕府に建言して海外の狀勢を説く所ありしが、今船艦購入の要求あるや、之

を本國政府に通達せしも、クリム戰役のため和蘭は船艦を入手するを得ざりしかば、安政元年七月瓜哇都督の使船長崎に入港せし時、キュルチウスは書を長崎奉行に送りて、都督より傳達の旨を達し、當分船艦を送致し難き事情を述べ、且つ先づ蒸汽船運轉の術を傳授するため人員を派遣したき由を告げたり。之に對し幕府は閏七月九日を以て海軍傳習のことに就きキュルチウスに諮問し、キュルチウスは之を蘭艦スームピングの艦將次官フアビウスに問合せれば、フアビウスは翌十日極めて精細なる答辯書を差出し、キュルチウスを経て長崎奉行に申達せり。書中フアビウスは、海軍傳習には士官の教師數人を要すること、傳習すべき學科は地理學、窮理學、星學、測量學、機關學、按針學、船打建方學、砲術學、其他軍用武備關係の學にして、成るべく一學一人の師を要すること相應の執行人を選びて傳習に關する事務を取扱は

しむること、教師に自由を與へ物質上の待遇も相應にすること、船渠建設の要あること等を説き、又傳習準備として蘭語に習熟し置かざるべからざる所以をも述べたり。^(六)此建白は頗る幕府を動かしたるものゝ如く、終に蘭人を聘して傳習を受くることゝなれり。蘭艦は九月五日長崎を去りしが、其滯泊中、佐賀藩は數人の藩士を遣して傳習せしめ又藩主閑叟公自ら來りてスームピングに乗込み、^(七)海軍擴張に就き艦將に問ふ所ありき。

安政二年六月蘭艦復た長崎に來りしが、これよりさき幕府の軍艦を求むるの情頗る切なるものありしかば、和蘭は此時スームピングを幕府に獻せり。これ後に所謂觀光丸なり。^(八)是に於てアビウスは傳習教師として士官水夫等二十二人を殘し置き幕府に告ぐるに、教師の給料は和蘭政府より支拂へども、當地は物價高きにより増給せざるべからざれば、増給分だけ幕府より支拂はれたきこと、

又一旦定めたる傳習生を中途にて變せざるやうせられたきこと等を以てせり。^(九)七月二十九日幕府は勝麟太郎(安房)・矢田堀景藏・永持亭次郎を始め數十人を傳習生とし、水夫は讃岐鹽飽島の者より募り、永井玄蕃頭をして惣監たらしむ。^(一〇)玄蕃頭は八月傳習に關し意見書を提出し、教師の給料は全部本邦にて支拂ふやうにすべきこと、傳習費用として差當り五千兩を支出せられんこと等を述べ、承認を得たり。^(一一)同月傳習生は一半は陸路、一半は海路にて江戸を發し長崎に向ふべきの命を受けしが此時鹿兒島・熊本・福岡・萩・佐賀・津・福山・掛川等の諸藩よりも傳習生を出せり。^(一二)

傳習所は西役所を以て之に充て、玄蕃頭亦此處に住す。教師は和蘭海兵指揮役第一等士官ベルスレイケン以下二十二人にして、俸給一ヶ年金三千三十四兩銀四十目なり。教授時間は午前八時より正午迄と、午後一時より四時迄とにして、時々艦内

にて實地演習をなす。學科はすべて暗記せしめ筆記を許さず、言語通せざるにより通辯官數名あれども、彼我互に隔靴搔痒の感ありて大に苦み、二三ヶ月を経て少しく前途に希望あるを覺えたりと云ふ。安政三年正月玄蕃頭は、造船實地演習のため長崎に於てコツトル船一艘を建造すべきを建議し、豫算二千兩にてなすべきの指令を得、一年餘にして成れり。此造船は安政元年伊豆戸田に於ける露艦建造と共に、我造船技術の進歩に貢獻せしこと大なるべし。六月前年來の傳習入用を取調べ先づ大凡一ヶ月二百四十兩を要する旨上申せしかば、初めに交付せられたる五千兩を費消したる後は、其見積にて長崎奉行と談合し取計ふべきの命あり。^(一三)八月老中阿部伊勢守は、長崎にては從來の因襲もあり、傳習生に於ても歸心を生ずる者ありて、十分なる修業をなし難く、特に航海術は一層習得に困難なれば、年少壯健の者を選び、總督之

を引率して瓜哇に航海しては如何この旨を海防掛

に諮問せしも、其結果明ならず。(一四)十月玄蕃頭は、

莫大の經費にて傳習をなさんより、留學生を海外

に派遣すべきを建言せしも、これ亦直ちに採用せ

らるゝには至らざりき。(一五)安政四年春に至り傳習の

業進みしかば、江戸に海軍操練所を設けんと議

起り、玄蕃頭は觀光丸に乘じ、矢田堀景藏等乗組

員となりて、三月四日出帆、二十六日歸府し、第

一回傳習終りしが、勝安芳其他四五名は居残りて

教師の歸國を送り、又第二回傳習生來り新教師到

るに際し盡力する所ありき。(一六)

玄蕃頭去りて後は暫時岡部駿河守傳習取締の任

に當りしが、五日江戸より木村圖書頭來りて之に

代れり。八月五日豫て和蘭に依頼して建造せる軍

艦ヤツパン後に威臨丸と稱す入津し、新教師乗組み來れり。

即ち指揮役カツテンダイク以下三十七人にして、

彼の本邦醫學に貢獻多き軍醫ボムへの如き亦此中

にあり。九月十六日舊教師商船に便乘して長崎を

去る。此月江戸より第二回傳習生二十六人來り、

前より引續き留れる者之に加はりて、新に傳習開

始せられ、翌五年五月には和蘭にて建造せる朝陽

丸の入津もありて、傳習に一層の便を得たりしが、

やがて米國と通商假條約締結となり、國內紛糾し

人心恟々、且つ長崎には外艦の絶えず入港するあ

りて、大に傳習を妨げたれば、終に安政六年二月

中止の命ありて、教師等も歸國せり。(一七)

かくの如くにして長崎海軍傳習は四年に滿たず

して中止せられたれども、其成績の良好なりしこ

とは、萬延元年威臨丸の外人の力を籍らずして米

國に渡航するを得たるによりても知るべく、又文

久二年軍艦乗組員養成方法に關する幕府の諮問に

對し伴鐵太郎の答申せる所によりても明にして、(一八)

勝安芳を始め、榎本武揚・川村純義・佐野常民等皆

此時に養成せられたるなり。

傳習と同時に蒸汽器械の仕替並に手入等の必要上、製鐵所を設くることとなり、玄蕃頭より幕府に上申して諸機械を和蘭に求め、安政四年其著するを待つて、稻佐郷飽之浦の地を相して、同年十月起工し、機關方士官ハルゲス工事を督し、文久元年四月竣工せり。^(二九)佐賀藩に於ても亦製鐵所を起さんとして機械を和蘭に注文し、到著したりしが、据附をなして事業を開始する費用なかりしたため、其儘幕府に獻上せり。^(三〇)

三

安政五年井伊大老の專斷にて米國との間に假條約締結せられてより、國論沸騰し攘夷を唱ふる者多く、文久年間に至り極點に達し、其爲め京師に近き攝海の防備を嚴にするの論盛となりて、文久三年三月將軍家茂入朝し、孝明天皇賀茂・石清水に幸して攘夷を祈り給ふに及び、諸藩の攝海防備

に關し建言する者相踵げり。殊に長州藩の如きは姉小路公知及び三條實美により攝海守衛十二ヶ條を陳し、以て幕府を督責せんとせり。其所謂十二ヶ條は頗る大規模にして到底實行に難きものなれど、長州藩は其外にも兵庫港に海軍局を建設して環海戰守の策を確立し、造艦製鐵の事も兵庫にてなさんことを主張せり。^(三二)四月將軍攝海を巡視せんがため、二十一日京都を出發し、途中石清水を拜して大阪に至り、二十三日順動艦に乗じて海に浮び、兵庫和田岬に上陸し、又轉じて神戸小野濱に至りて床几を据ゑ附近を視察せしが、其東道の任に當りしは、攝海の要地に砲臺築造の用務を帯びて此地に在りし勝安芳にて、此時安芳は神戸に海軍操練所を建設するの議を上りしに、直ちに將軍の容るゝ所となる。^(三三)將軍は歸京の後、五月十八日を以て攝海防備に關し朝廷に奏上し、中に兵庫附近の施設全からざるを以て、和田岬始め要地に砲

臺を築造し、又海軍所を建設せんとするの企圖ある等のことを述べたり。^(二三)

かくて攝海防備の必要よりして、兵庫の東なる神戸村に海軍操練所を建設することゝなれり。此操練所は或は海軍所、海軍營、海軍局、操練局等種々の名にて呼ばれるれども、安芳は之を以て單なる操練所となさず、進んで海軍營即ち今の鎮守府の如きものとなさんとするの意ありしことは、當時攝海守衛の説囂々たるに對し、安芳の「宜しく其規模を大にし、海軍を擴張し、營所を兵庫對馬に設け、其一を朝鮮に置き、終に支那に及ぼし、三國合從連衡して、西洋諸國に抗すべし。」^(二四)との意見を有せしによりて察せらる。將軍巡視の翌日即ち四月二十四日、幕府は安芳に神戸村海軍所造艦所御取建御用并攝海防禦向御用を命じ、同時に安芳及び津田近江守、松平勘太郎の三人に命じて其入費并に繪圖に就き調査をなさしめ、^(二五)二十七日入

用として年々金三千兩を渡すべきを達し、^(二六)五月長

崎製鐵所を神戸操練所の附屬たらしめ、六月安芳に操練所造艦局等の役員の人選を命じたり。翌元治元年二月、安芳は京都に於て老中水野和泉守に神戸操練所の外周土手を除くの外全部竣工したるを告げ、其役員を推薦し、觀光丸、黒龍丸を神戸附とせんことを乞ひ、又兵庫鷹取山の炭坑を操練局附屬とし、産炭の一部分をば諸家の蒸汽船に賣渡し、惡質の石炭は之を近村の鹽釜に拂下げ、其利益を以て海軍の入費に充當せんこと等を述べしに三月に至り率ね聽許せられ、且つ安芳の夙に希望したる朝鮮・上海・廣東方面への練習航海をも許可せられたり。五月將軍再び大阪近傍海濱を巡覽し安芳亦扈從して神戸に到り、門地を論せず廣く人材を募り海軍の術を習得せしめんことを乞ひて嘉納せらる。是に於て同月二十一日幕府令して、「今度海軍術大に被爲興、攝州神戸村え操練所御取建

に相成候に付、京阪奈良堺伏見に住居之御旗本御

家人子弟厄介は勿論、四國九州中國迄諸家々來に

至る迄、有志之者は罷出修行いたし、尤業前熟達

之者は御雇又は出役等にも可被仰付候間、委細之

義は勝安房守可被承合候。」と言へり。六月安芳は

攝海要處に築造せらるゝ砲臺を操練所生徒をして

防守せしむること、操練所生徒寄宿のこと等に關

し意見を提出し、七月十五日認許を得たり。(二七)然る

に此時諸方より神戸に來集する者甚だ多かりしか

ば、幕府の有司其終に制御し難き程の多人數に至

らんことを恐れ、之を沮まんとするの情あり。殊

に七月蛤門の變ありてより、安芳は其門下に薩長

等の諸藩士ありしがため幕府の嫌疑を蒙り、十一

月江戸に召喚せられて其職を免せられ、加之長州(二八)

征伐のこと新に天下の大問題となるに及び、攝海

防備も亦自ら忽諸に附せられたれば、翌慶應元年

三月九日を以て遂に操練所は廢止せらるゝに至れ

り。(二九)

かくの如くにして神戸海軍操練所は開所以來一

年に満たずして廢絶の已むなきに歸せしが、明治

時代の海軍將帥にして嘗て此處に學びしもの少か

らざりきと云ふ。

四

曩に長崎に於ける第一回傳習終りて安政四年三

月玄蕃頭等江戸に歸るや、四月軍艦教授所を築地

講武所内に置き、旗本家人諸藩士等をして觀光丸

にて操練を學ばしむることとし、玄蕃頭を總督に

矢田堀景藏を教授方頭取に任じ、長崎にて傳習を

受けし者の中より教授方、同手傳を任命し、稽古

規則を定めて事に従ひしが、同六年正月講武所は

小川町に移轉し、築地の方は専ら軍艦操練所に充

つることとなる。(三〇)文久二年閏八月小普請組及び

同組支配の者二百餘人を軍艦奉行支配となし、

尋で海軍奉行並支配に移し、其教育の手續を定め、^(三二)又海陸二軍將士の教育に就き軍制掛に諮問し、^(三三)或は外國に註文せる軍艦竣功後の乗組員を如何にして養成すべきかを矢田堀景藏・伴鐵太郎・肥田濱五郎等に諮問する等、^(三四)軍備充實に意を用ゐる所多し。十二月海陸二軍將士階級順序を定め、西洋諸國の組織に倣ひて、總裁副總裁以下の階級を作れり。^(三五)此年幕府は軍艦三隻の建造を米國に註文し、同時に留學生を米國に派遣することゝせしが、時恰も南北戰爭中にて、米國は他國の註文に應ずるの暇なかりしかば、翌年改めて一隻を和蘭に註文し、留學生をも和蘭に遣すことゝなし、榎本武揚等十六人之に選ばれ、六月出發し、一年にして彼地に着す。^(三六)

かく長崎傳習以來此頃に至る迄は幕府の主として依頼せるは和蘭なりしが、元治慶應の頃より佛國に親しむに至り、陸軍傳習にも佛人教師を聘し

又佛人技師を招きて横濱及び横須賀に製鐵所造船所等を設け、海軍にありても亦慶應二年正月四日より横濱に於て佛國海軍士官バリー等四人を教師として傳習を受け、四月中旬に至りて止む。^(三七)これ幕府の佛國に依頼すること多かりしに對し、各國公使間に物議を生せしによるが如く、終に海軍のみは英國に託することゝなり、^(三八)此年七八月の交閣老の書翰を添へ、受傳手續書を英國公使に交付せり。然るに三年五月、曩に和蘭に註文せる軍艦開陽丸横濱に入港し、留學生の大半歸朝すると共に同國より教師十三名來りしかば、五月十九日英國公使の抗議に遭ひ、終に安芳の盡力によりて和蘭教師の方を斷ることゝなれり。英國教師トレンシー等は九月二十七日横濱に着し、築地の傳習所地内に更に教場及び生徒室等を増築し、年少子弟を募りて盛大に行はんごせしも、此時已に幕府の頽勢挽回し難く、漸くにして慶應四年(明治元年)正

月五日より傳習を開始せしも、やがて征東の軍京都を發せしかば、二月十二日英國公使は局外中立のため教授を中止すべきを聲明して教師橫濱に去り、安芳は公使に計り、トレンシーに面會して解約を乞ひ、教師承諾して國に歸れり。(三九)

五

抑々徳川氏の末葉紛亂せる時勢に方り、幕府が周圍の狀勢に促されてなしたる種々の事業又は改革の中には、明治時代の先驅と見做すべきもの頗る多く、我文化發達の上に看過すべからざるものなれども、而も從來多く注意せられざりき。近時漸く之に注目せらるゝに至りしも、未だ其研究十分ならず。上述の海軍創設のことも、亦幕府のなせし事業中の重要なものゝ一にして、實に維新以後我海軍發達の基礎は此時に作られたるものと云ふべし。

今幕府のなせし所を概觀するに、或は財政の關係より、或は内外の事情により、已むを得ざることは云へ、其方針の常に動搖を免れざりしは惜むべきことなり。其傳習を託するに當りても、或は蘭人、或は佛人、或は英人等一定せざりしがため、其結果の見るべきもの亦比較的少かりしならん。且つ神戸海軍操練所の如き、開所以來一年に滿たずして閉鎖し、徒に國帑を空費したるのみに終れり。されば幕府の大に期する所ありし海軍の創設も、さまで効果を擧ぐるを得ざりしかども、少くとも我國に洋式の海軍操練の法を入れ、艦隊編成の端を開きしの功は没すべからざるものなり。

予の本文を草するや、資料の蒐集十分ならず、殊に本邦側の資料のみならず、外國側のものをも参照するの必要あるべきに、それに及ぶの暇なかりしは自ら遺憾とする所なり。且つ海軍のことた

る、單に幕府のなせしのみにあらずして、諸藩に於ても亦力を盡せしもの多し。それらの中にて佐賀藩の如きは『佐賀藩海軍史』の著あれば、それに基きて本文中にも多少言及したる所あれども、爾餘の諸藩に至りては、資料を得るの難きがため、全く知るを得ず。これらは他日資料を得るに従ひ補訂する所あるべし。尙本文を草するに當り、原博士より示教を得たること多し。記して謝意を表す。

(一) 古賀精里、海軍建設の上書(舊幕府、第二卷第五號)

(二) 勝安芳、陸軍歴史、卷十三。徳川三百年史、下卷。

(三) 陸軍歴史、卷十四。

(四) 同書、卷十六。

(五) 同上。勝安芳、開國起原、卷下、二二六四頁。

佐賀藩海軍史、四九一五〇頁。

(六) 勝安芳、海軍歴史、卷三。

(七) 佐賀藩海軍史、六二一六八頁。

(八) 同書、七三頁。海軍歴史、卷三、四。

(九) 海軍歴史、卷三、四。

(一〇) 同書、卷五。

(一一) 同書、卷三。

(一二) 同書、卷五。

(一三) 同書、卷二、五。

(一四) 開國起原、卷下、二二三三頁。

(一五) 海軍歴史、卷五。

(一六) 同上。

(一七) 同上。

(一八) 同書、卷七、十四。

(一九) 同書、卷六。

(二〇) 佐賀藩海軍史、三九〇頁。

(二一) 藤井甚太郎、攝海防備史(攝津郷土史論)。

(二二) 海舟日誌、文久三年四月二十日乃至二十三日の

條。海軍營碑文。

(二三) 攝海防備史。

(二四) 海舟秘書、乾。

- (二五) 海軍歴史、卷十七。
- (二六) 海舟日誌、文久三年四月二十七日の條。
- (二七) 海軍歴史、卷十七。
- (二八) 同上。海舟秘書、乾。
- (二九) 日本教育史資料、第七冊、六八七頁。
- (三〇) 海軍歴史、卷五。
- (三一) 海軍歴史、卷十九。
- (三二) 海軍歴史、卷十四。
- (三三) 陸軍歴史、卷二十。
- (三四) 海軍歴史、卷十四。
- (三五) 陸軍歴史、卷二十。
- (二六) 海軍歴史、卷二十三。
- (三七) 同書、卷十八。
- (三八) 陸軍歴史、卷二十六。
- (三九) 海軍歴史、卷十九、二十三。揖東正彦、海舟言行錄、一五五頁。